

文明と文化

—フランスおよびドイツ市民権の歴史におけるキーワード—

エミリー・A・ヴォグト*
(成瀬 厚** 訳)

Emily A. Vogt

'Civilisation and Kultur: keywords in the history of French and Germany citizenship',

Ecumene, 3 (2), 1996, pp.126-145.

copyright ©1996 Reprinted by Permission of SAGE.

はじめに

20世紀後半のヨーロッパにおいて、増加する移動性は多くの人口構成を変化させている。増大する移民がこうした人口構成を再形成し始めてから、多くの国は有権者の変わりゆく性質に対処せざるを得なくなっている。同時に、国民の関心=利害が多様化する国家は、国際的協同の名の下に移民に対する共通の政策を模倣・模索している。しかし、移民に関する政策がより国際的な決定事項になる一方で、市民権の問題はいまだ個々の国家の問題である。国家権力の他の側面は減少しているがゆえに、ロジャース・ブルーベイカーが「ヨーロッパの状況下では、市民権は最後の主権の要素として突出している」¹⁾と記している。市民権は誰が特定の国家の成員となれて、誰がなれないのかを定義する場合に重要である。それはアイデンティティの政治学、そして国民における成員の考え方や結び付いている。

今日のヨーロッパにおいて、毎年、その国境線を越えてやってくる多くの流入を受け入れている国々であるという点において似通っているフランスとドイツは、それぞれの人口を定義するあり方において顕著な違いを現わしている。これら2つの国における市民法はヨーロッパにおける立法の規範から最も明白に異なっており、それらはほぼ対極にあるといつてよい。この差異は国家に関わるものとしての国民の理解のための、また外国人を国民という共同体にいかに関り込むかという方法を理解するための別個の戦略を強調している。本稿において筆者は、市民権を特別に強調することによって、国民国家形成の政治的決定のいくばくかを考察するために、そして国家がその市民をそうであるように定義するのはなぜかということ考察するために、フランスとドイツの事例を用いている。筆者はまた、フランス

とドイツにおける移民を単なる経済的問題としてではなく、文化とアイデンティティの概念における国民的差異を反映した、極めて政治的で文化的な問題としてもみることとする。筆者は、国民アイデンティティの問題に対する個別の接近法を担っているキーワードとして、ドイツにおける文化(Kultur)およびフランスにおける文明(civilisation)に焦点を当てる。これらの概念が重要なのは、市民法が発展していく際にこれらが国民的特徴を体现するようになるからである。最後に、筆者はヨーロッパ的統合の考え方と、その実現において立ち現われる問題について簡単に触れることにする。移民が多くのヨーロッパ国家において新たな多民族人口を創造すると述べることは矛盾して、その「国民的特徴」を見出そうと努力することは、移民に関する政策をフランスとドイツの意思決定者が作成する際に、国民レベルで文化を探求するのに役立ち、外国人嫌いがますますあからさまになる。

フランスとドイツにおける「市民権」

市民権の発展

全ての近代国家は市民を有している。市民権とはその国家の成員であるか成員ではないかを定義することであり、特定の権利と義務を手にすることができるか否かにかかわっている。市民権の定義は特定の領土における単なる居住を越えて拡張し、領土の外部で生活する人に対してのその状態が維持される。その「越境市民」は外国人を排除し、通常一人の「国民」と見なされ、同じ国家への単なる帰属以上に、同一化のより結合力のある、感情的な統一体である。市民権はよって、ある法的状態以上のものであり、

* シカゴ大学人類学部

** 東京経済大学非常勤講師

その上主要な社会的・文化的状態でもある²⁾。

フランスとドイツは、その市民を判定するのに全く異なった基準を有している。フランスとドイツの市民法における主要な差異は、出生の重要性とその領土における居住期間である。フランスにおいて、市民権は、フランスで出生した者、人生のほとんどの時期をフランスに居住している者、そして外国人の両親を持ちながらもフランスで生まれた人の大部分に帰属している。フランスとドイツは、残りの大陸ヨーロッパと同様に、「血統主義」、あるいは市民権は市民の子どもに帰属するという原則に従っている³⁾。この原則を共有する一方で、フランス式システムに対する「出生地主義」の原則や出生地に基づく帰属の追加は対極的な状況に帰結している。フランスの市民法は本質的な領土的要素を有し、一方でドイツの市民法は全く持たない⁴⁾。「出生地主義」のフランス的要素は、少なくとも片親がフランス生まれ（独立を果たす前のアルジェリアや他の旧植民地を含む）の子どもが生まれながらにしてフランス市民となることを保証している⁵⁾。過去5年間をフランスで過ごし、犯罪記録を持たない場合、18歳までに外国人の両親を持つすべての子どもは市民権を獲得する。

ドイツにおいて、市民権に関する考え方は排他的に「血統主義」に基づいている。ドイツで生まれ長い居住期間があっても、外国人の子どもは市民権を得られず、第二世代、第三世代の移民であっても同様である。なぜなら、自動的な市民への編入という仕組みは存在しないからである。こうした移民はその代わりに帰化の過程を経なければならない。記しておくべき興味深い点は、ドイツ市民は民族的ドイツ人、すなわちドイツ連邦共和国は、ドイツの東西分割がなされなかったとしても、常にドイツ民主共和国をその市民として含んでいることである。このことは、国家という政治的枠組みの外側でドイツの国籍の考え方を反映している。大ドイツ(Großdeutschland)という抽象概念がイデオロギー的にいまだ一つの誓約となっているように、国民国家は小ドイツ(Kleindeutschland)の考え方の周りで形成されているにもかかわらず、市民法や移民政策、民族的ドイツ人のドイツへの編入を通してみられているのである⁶⁾。

市民権と国民国家の登場

近代的市民権はまだ200年の歴史しか持っていない。それは、フランス革命とナポレオン戦争後のフ

ランスで生まれる。この頃は、立憲国家が形成されるようになり、ナショナリズムが一つの社会運動として始まる時期である。フランス革命は、市民権と近代国民国家の制度化という双方の発展にとって重要な役割を果たした。それは、法的に平等な個人から構成され、国家に対して直接的な関係を持つ国民、すなわち「一にして不可分(une et indivisible)」を作り出した。それは公式の市民の画定を創造し、外国人と市民の間に法的、およびイデオロギー的の区別を制度化した。1789年の8月26日の人権宣言第三条は、国民はいなかる主権の原則も有すると宣言しており、1791年憲法は定義として、「主権は単一、不可分で…それは国民に帰属する」(第三篇第一条)と記している。政治的権限は「国民化」されたが、憲法の枠組み以上のことを意味するようになった。「国王の」もの全ては「国民の」ものとなり、国民議会、国民憲兵隊、国民護衛隊、国民軍、国民教育、国土、そして国債。シイエス(Sieyès)は『第三身分とは何か？(Qu'est-ce que c'est le tiers état?)』で国民を「共通の法律の下で生きている者たちを同じ立法機関によって代表される者とを結びつける集合体」⁸⁾として定義している。この定義は高度に政治的であり、1694年の『アカデミー辞典(Dictionnaire de l'Académie)』で与えられたより以前の定義を反映している。そこでは、国民が「同じ法律の下に生き、同じ言語を使用する、同じ国家、同じ国に住む全ての者」によって構成されている。一般的に、フランスの見方は、国籍に対する市民権の支配、国籍の文化的考え方に対する政治的考え方の支配を主張するものであった。

1791年から93年にかけての領土獲得は、民族自決の原則の名において正当化された。「自民族」とは集合的であり、18世紀に特徴的なコスモポリタンの、合理主義的用語のなかで受容された。フランス革命の基本的考え方——自由の獲得——はフランスへの編入を意味していた。言い換えれば、文化的意味において、差異は政治的領域から排除される。同時に、同化という恣意的な政策が意図され、成員という政治的考え方と国家は余所者を市民へと変えることができるという信念を反映していた⁹⁾。

まとめれば、フランスには国家の成員と国民共同体の成員との間に密接な結びつきが存在する。市民権は、誰がフランス国家に所属するのかわけなく、誰がフランス国民に属するのかわけを定義するのに重要である。

ドイツの市民権のイデオロギーはフランスとは違った形で発展した。ドイツという国民国家は存在せず、1871年まで国民市民権に対する政治的枠組

みは存在しなかった。フランスにおける革命のように、ドイツ人を終結するような核となる出来事が歴史上存在しなかった。ドイツが一つの国民国家となる以前、その人民はそれ以外の多様な政治的制度によって統治されていた。規模の小さなところでは、都市国家や司教区、小さな公国などが、大きなところでは、多国家的王朝が存在した。プロシア従属民（ドイツ市民ではなく）の国家を成文化するような法律の形で国家成員の最初の形式的な成文化がなされるのは1842年になってようやくのことであった。1791年のフランス憲法のように、この法律は引き続き市民権立法のモデルとなったであろう。その始まりから国民のものであり、フランス国民の成員をフランス国家の成員と同一視していたフランスの市民法とは異なり、ドイツのナショナリズムとプロシア（あるいは下位国民）の市民権は明白に区別された地位にあった。19世紀半ばの市民権法はプロシアにおけるドイツの文化的国籍と他のドイツ諸国家とを参照することなしに発展した¹⁰⁾。

ドイツにおける市民権が元々国民的ではなく、個人がドイツ国民にもプロシア市民にもなりえるという事実のゆえに、両者の間の区別は、いくぶん文化的で、国家に対して何か優位になるもので、独立したものであるという国籍の理解を形成する助けとなってきた。このことは、国民と国家を当初は混同していたがゆえに、その発端から国民的であったフランス市民権とは異なっている。フランスにおける国民なるものは、国家の制度的、領域的枠組みから分離し得ない政治的事実として理解されている。フランスの文化的理解のこうした政治的で国家的な性質は、移民をフランス人に変える市民権へと発展することを許してきた。一方で、ドイツにおいて移民に市民権を与えることに対する制約は、国民国家の成員に関する文化的理解を反映している。

多くの者にとって、第一次世界大戦の終結と、ヴェルサイユ条約の締結は、ヨーロッパにおける民主主義の始まりと国民国家の原則の確立を意味している。民主的国民国家の背後にある原則は、全ての国民が自身の国家の主権を有し、全ての成人市民が全政治的権限を有するというものである。よって、一つの国家とは誰がその市民であるのかという明確な定義を必要とする。基本的な組織化の原則は、全ての市民が等しく国民でなければならず、その国家の政策は国家統一を強化するのに役立たねばならない、というものである。外国人に権利を与えるかどうかの考えが議論されるまではその原則は成立しない。19世紀の終わりまでに、ごく一部の成員しか

全政治的権限を有しておらず（いわゆる裕福で教養のある男性）、外国人の投票権は議論の対象にもならなかった。同時に、外国人は市民権がかれらのものになるかどうかという問題になるまで長い期間居住することはあまりなかった。しかしながら、1920-1年と1929-31年の不景気の間、ほとんどのヨーロッパの国々は外国の競争相手から地元の労働者を保護するために、労働と居住の許可制と厳しい移民制限の制度を導入した。全市民に対する政治的、社会的権利の拡張は、今日における市民と非市民との間の区別をより重要なものにしていく。加えて、第二次世界大戦の終結までに、社会福祉プログラムは財と生活水準の分配に対してインパクトを与え始めた。よって、先進福祉国家の市民となることは優位であることになる。今日では、ある国に接近することを制限する理由が存在する。福祉国家は外国人移民に対して保護する何かを有するのである¹¹⁾。

市民権と国籍の理解についてのフランスとドイツの間の違いは、こうした考えを記述するのに使用される語彙に即座に現れる。フランスでは、アメリカ英語で似たような表現をするが、nationalitéやcitoyenneté（国籍と市民権）は大まかな類義語である。citoyennetéはより参加的含意を有し、nationalitéはより文化的な意味合いであるが、両者は国家成員の法的な性質を意味するために相互交換的に使用される。ドイツでは、これらの言葉は全体的に別個のものである。形式的な国家成員、あるいは参加的市民を意味するために、ドイツ人は国家所属（Staatsangehörigkeit）あるいは国家市民（Staatsbürgerschaft）を用い、NationalitätとVolksgehörigkeitの語は国民成員のために用いられる。フランス語の相互交換性は、国民なるものの政治的定義と国家、国民、主権人民の考え方の混同を反映している。ドイツ語においてみられる差異は、ドイツにおける国家建設とナショナリズムの独立した道筋を反映している¹²⁾。

文明と文化

ここまで、筆者はフランスとドイツにおける市民権法の性質を簡単に考察してきた。筆者は以下のことを示そうとしたつもりである。すなわちフランスでは、国民的市民と国家がドイツにおいてよりも密接に結びついて発達してきた。ドイツでは、国家の成員とドイツの文化的共同体の成員とは全く別物である。ここで筆者は、こうした国民的差異を説明す

ることから始め、なぜそうなのかという重要な問いに答えようと思う。「国民アイデンティティ」を定義することの困難さゆえに、なぜ国の政策がそのようなものとして喚起されたのかを明らかにするために、フランス語とドイツ語における2つの重要な語——文明(civilisation)と文化(Kultur)——についての歴史家が行ってきたいくつかの研究を検討したい。

かつて、エミール・バンヴェニストは書いている。「近代思想史全体および西洋世界における主要な知的達成は、西欧言語の全てのに共通する数ダースの基本的語彙の創造と扱いとに関連している」¹³⁾。レイモンド・ウィリアムズはこのようなキーワードについてこういっている。「(それらの)意味の問題は、(それらが)議論するために用いられる問題と不可分に結びついているように、私には思われる」¹⁴⁾。これらの言葉は国民の舞台において議論がなされるような時、政治的実践へと帰結する。これらの言葉の2つが、文化¹⁵⁾であり、文明である。これらは根本的にフランスとドイツの国民特性に関連している。これらはどちらもほぼ同じ事柄を意味するべく、フランス語とドイツ語に導入され、異なった方向への道筋を通じて、人間存在の本質に関する異なった、そして対極的でもある考え方を表現するようになった。一方フランスでは、civilisationがフランス啓蒙主義の原則によって定義されるような人間行動の理念的状态を意味した。それは、その頃の数世紀において比較的国境線が変わらずに保たれていたというそのアイデンティティと政治的安定性における人々の信頼の見通しを反映していた。この信頼は、フランスがその国境を越え、ヨーロッパ外の多くの地域を植民地化して拡張し、文明を持たない地域に対して文明を広めていくような様相を呈していた。

他方ドイツにおいては、Kulturはcivilisationの考えおよびドイツの貴族社会が有していたフランス啓蒙主義の客観的で、合理的で普遍化された考え方に対する直接的な反応として登場した。それは、人間発達の唯一の普遍的規範から除かれるような個々の人間集団の個性や固有の性質を表現するようになった。それはドイツ人民を結びつける単一の国家枠組みを持たず、散り散りに分配された政治的不安定性を反映しており、政治的・領域的な背景の外部に自らを定義するようになった。

文明

civilisationはcivilisé¹⁶⁾からきた直接的な派生語である。civiliséは、18世紀半ばのフランス宮廷における上流階級の成員によって、自分自身の行

動を描き、社会的劣等者や単なる人民の「共通した」作法と比較して、自分たちの作法がいかに重要なのかを触れ回るために、cultivéあるいはpoli, policéと同様に用いられた。politesseやcivilitééの語は、civilisation以前にも用いられ、本質的に同じ機能を担っていた。これらの語全ては、最終的にcivilisationに置き換わった¹⁷⁾。

civilisationの初期の定義の一つはマルキ・ド・ミラボーから始まる。彼は1768年に書いている。「文明とは、適切な振る舞いの規則があらゆる些細なレベルにおいて観察され、実行されるような、マナーの柔軟化であり、コスモポリタン気質であり、丁寧さであり、拡張された知識である(筆者による翻訳)」¹⁸⁾。ミラボーにとって、civilisationはフランス語のpoliceがこれまで担っていた意味を引き継いでいる¹⁹⁾。この意味は、1765年以降の著者たちに用いられるようになったものである。バンヴェニストは、18世紀後半に「civilisationは野蛮性から人間性が生じる最初の集合的な過程を意味し、この使用が文明化した社会の状態としてのcivilisationの定義につながるようになった」²⁰⁾と書いている。この言葉は普遍主義的であり、その共通性を強調することで、人々の国民間の差異をみえにくくしていた。ある意味では、この概念の導入と発展を担うのは、フランスの地理であったといえよう。civilisationの考えは、国境と国民アイデンティティがそれ自体問われなくなるまでの数世紀において確立してきた民衆の自己確信を表現していた。フランス人は自らの文化的アイデンティティを失うことなく、植民地化のために自らの国境線を越えて移動することができた²¹⁾。換言すれば、フランス国民は高度に確立された文化的統一体であると同時に、政治的統一体であり、このことはcivilisationという語におけるこうして現れた意味のなかに反映している。

動詞civiliserと形容詞civiliséとはともに、すっかり時折しか用いられなくなり、名詞civilisationが使用されるようになったのはなぜこんなに遅くなったのか、という問いが生じる²²⁾。あるレベルにおいて、その回答は19世紀半ばにおける-isationという接尾辞を持つ名詞の使用の欠乏に関係している。また、ある状態を意味する接尾辞の使用は、civilisationがまもなく成す意味のように、当時organisationという語のみが存在するだけだった。こうした技術的側面は別として、

この概念の非常なる目新しさ、そしてそれが含

意する人間と社会の伝統的な考え方における諸変化(が考察されるべきであろう)。元来の野蛮性から社会における人間の現在の状態に至って、発見された普遍的で漸進的な発展、教育と改良のゆっくりとした過程、要するに、静態的な語である *civilité* がもう十分に表現できなくなり、その方向性とその継続性をともに定義するために *civilisation* が用いられるようになった不断の進歩のことである²³⁾。

civilisation の語によって捉えられるようになったこうした新しい考え方は、フランス啓蒙主義の基礎となり、さらなる洗練に値するものとなった。一般的に、啓蒙主義の中心的原則は、生や思想のあらゆる真なる問題に対して不変の解答を与えるような能力を有する普遍主義と客観性、合理的方法、そして信念である。局地的および歴史的多様性は、定常的な中心軸の探求ほどには重要ではなかった。諸定義が人間以外の動物や植物のような種として人間を分類するために創造された。論理的法則および一般化は、ニュートン物理学の真理と方法を政治や倫理、他の人間関係に適用できることを証明し、示すために採用された²⁴⁾。この見方によれば、人間性の線的で、不変的な性質は、場所から場所へと移動することによって、またさまざまな発展「段階」において人々のさまざまな集団を研究することによって、時系列的に人間の進化をたどることを可能にした。「野蛮人」とみなされていた民衆は、より啓蒙される道筋の諸事例を表象するようになった。地理的差異は時間的分類を用いて説明されるようになった。啓蒙思想は社会の歴史的な見方だけでなく、その進化の楽観的で、非神学的解釈をも強調した。加えて、人間性の単系進化的 (stadial) な進歩は、不可避で潜在的に視野に限界のないように、本来的に望まれたものだと思われていた²⁵⁾。

civilisation の意味は、18世紀後半のフランスで生じた政治的变化にとって決定的であった。というのも、それは支配的な改革論者の思想を反映しているからである。この語は *civilisé* の意味の個々の性質を超越したもので、自然で秩序立った過程を部分的に形成する社会的出来事を表象するようになった。よって、「文明化された」政府は合理的で、知識と社会的・経済的諸力の法則によって導かれるようになった。このことは、改良者が国土を統治する神をみるような方法ではない。中間階級のあらゆる党派によって保持された支配的な立場は、主権者が全能ではなく、彼、あるいは彼女の望みに応じて全て

を統治する権利を有しない、ということであった。かれらは、社会や経済が、非合理的な規則や神の望みなどを許すことのないそれ自体の法則に従うということを感じていた。よって、合理的で啓蒙された政府は、社会過程の「自然法則」に従い、あるいは別の言い方でいえば、大義を用い、「文明化」される必要があったのだ²⁶⁾。

一つの過程としての *civilisation* の概念は、移り変わり、文明化の過程における頂点に達したと自身が信じていたフランス宮廷の成員たちのある状態や状況を意味するようになった。この過程はかれらが達成した最終的な「文明化された」状態へと導かれると信じられていたがゆえに、この語の意味は完成された状態を指すようになった。社会における最高地点に至ることで、宮廷の成員たちは、より単純で、文明化されていない、野蛮な民衆たちの上位に立つ自らの地位を誇張することができたし、かれら自身の優位な意識を発展していったのである。同時に、かれらは世界のその他の地域に住む「文明化されていない」人々に対して、必要な案内を提供できるような、完成された文明の担い手として、自分自身をみなしていた。よって、*civilisation* の概念は非ヨーロッパ世界の大部分を統治する入植者を正当化する役割も果たした。文明化の使命 (*mission civilisatrice*)、および改宗としての *civilisation* の概念は、征服としての *civilisation* の概念から論理的に導かれる。フランスの貴族たちは、かれらの基準で「文明化されていない」世界の諸地域を植民地化することで自らの優位性を信じており、植民地化や領土拡張のための正当化として、拡張という *civilisation* の概念を用いるばかりでなく、フランスにとっての人道的使命として「文明化」する必要をみなしていたのである²⁷⁾。この点において、まさに *civilisation* の定義は西洋文明を最高水準に置くような、こうした見方は自己中心的で自民族中心主義的である²⁸⁾。

文化

Kultur の語は、*civilisation* がフランス語に導入されたのとまさに同じ時期の18世紀の終わりにドイツ語に導入されたが、まさに *civilisation* の背後にある考え方に対抗した反応としてであった。ドイツ語はこの語をフランス語の *culture* から採用した。*culture* は、13世紀後半にフランスで登場したもので、主に耕作や栽培を意味したラテン語の *cultura* に起因する。中世において、この語は耕作された農地の一部や宗教的狂信(この意味は16世紀

の終わりに終了するのだが)を意味していたcultureやcultivage, cultivement, cultivaisonと並行して用いられていた。16世紀のはじめ、cultureの意味は耕作された大地 (la terre cultivé) という意味の状態を経由して、大地を耕すということ (le fait de cultiver la terre) のような一つの行動を意味するようになっていく²⁹⁾。

この意味の次の段階は、一つの隠喩としての使用を通してやってくる。動物や植物の世話をする仕方という意味は隠喩的に、人間の発展過程に拡張される。この語の比喩的な意味はその定義の一部となり、1691年に「精神の形成 (formation de l'esprit)」という一般の意味が現れる17世紀後半には自律した意味を獲得する。18世紀におけるcultureは、常に単数として用いられる場合に、civilisationと類似していた。civilisationのように、cultureは国民性や社会的背景などに関わらず、人間に関する普遍主義思想を反映しており、運動や進歩、教育といった当時の支配的思想と関連していた³⁰⁾。

cultureの意味における主要な移行は、ドイツ語に導入される時に訪れた³¹⁾。はじめ、その主要な使用法は、人間発展の世俗的過程の記述として、啓蒙主義の歴史家によって用いられたcivilisationと同じ意味合いにおいて、「文明化する」ことや「耕作する」一般的過程の抽象的意味合いとしてのZivilisationの類義語としてであった³²⁾。

KulturとZivilisationの概念の差異化は、分割されたドイツ社会の枠組み内で現われるようになった。一方で、ドイツにおける統一性の欠如の原因の一部は、統一的な言語の欠如である³³⁾。いく人かの学者が文法の諸法則を確立しようと試みたが、地位的多様性の数の多さに、それは困難であった。それぞれの局地的社会集団は異なった方言を用い、他の方言に対して自分たちのものが優れていると思いついでいた。他方、あらゆるタイプの話し言葉としてのドイツ語は、貴族社会のための高い社会的地位を表象していたフランス語と比較した時、粗雑で野蛮なものだと考えられた。ドイツ諸国家のほとんどにおいて、社会の最上層に属する個人や集団がフランス語を話し、政策を決定していた。他のヨーロッパのエリートたちも同様であり、かれらは自身をフランスを規範とした「文明化」されたものとして自己成型していた。ヴォルテールやモーペルテュイ、ラメトリのようなフランス人は、知識人の先導的立場として任命され、行政の諸部門を管理していた。対照的に、中産階級の知識人たちやブルジョア役人たちはドイツ語を話し、政治的活動からは排除されてい

た。上流階級が統一を成し遂げたフランスやイングランドにおけるような諸ドイツ統一に関心のないドイツの貴族政治や宮廷内部では、特別にドイツ的なものの規範の創造や、未だ政治的には実現しないが少なくとも知的にはドイツ統一を確立しようということは、小規模で政治的に弱小な中産階級知識人とどまっていた。Kulturの概念が登場したのはそんな折である³⁴⁾。

ドイツにおけるKulturとZivilisationの間の境界線の起源は、Hof(宮廷)、Höflichkeit(宮廷作法)、およびHofman(廷臣)に関する18世紀半ばに日付を持つ文献のなかに確認できる³⁵⁾。これらの文献は(「宮廷生活」からの)「宮廷作法」の差異化による意味の増大を示している。それは、より外的で表面的な行動であり、真なる美徳であり能力であるようにみなされた。この分裂は、Kultur——真なる美徳を表象する——とZivilisation——まやかしの、外的な「宮廷作法」——との間に、カントによって洗練され、より著しい区別へと後に結果するようになった。この区別は、中流階級の成員が自らの美徳と達成とを合法化したがるようなことにより顕著になった。Zivilisationと名づけられた外的で表面的な特質との上流階級の関わりを強調することによって、中流階級は主に科学的で、知的で、芸術的な、そしてドイツの言語と伝統に根付いたかれら自身が達成してきたものへの保証を与えることができた。この2つの語の意味の分割は、認識された誤りや不誠実、浅はかさの間の対立を表すようになり、上流階級と中流階級の深さや誠実さ、真なる美徳に関して自ら特徴付けるような特質の外に向けられた上品さとなった³⁶⁾。

フランス人を真似ようと躍起になっている上流階級にとって、ドイツ人となることはどういうことかということ定義するのは知識人のみだった。「全ての努力は、殺人的な30年戦争の結果としてのドイツ人生活と文明のほとんどの崩壊の長きにわたる影響、そして国民的侮辱と引き続く社会的・文化的暗黒からこの国を救うためになされた」³⁷⁾。新しい言葉Kulturが表現するような、ドイツ文化を表現するためにドイツ知識人が用いた主たる媒体は書き言葉であった。一つのドイツ文学運動が、ドイツ国内の上流階級およびその模倣としてのフランス人——同様にフランスとそのヨーロッパにおける覇権状態——に対抗するのみならず、フランス啓蒙主義思想にも対抗する反応を引き起こすことによって花開き始めた。簡単にいうと、これらの思想は、人間性はいつでもどこでも根本的に同じであり、人間行動を

説明し予測するための法則や一般化を可能とするような考え方に基づいている。この思想——諸法則は現実であり、知られ得る——は、「反・啓蒙主義」³⁸⁾と名づけられる運動であり、啓蒙主義思想の対抗者たちの間の強力な反応の多くの原因となった。

反・啓蒙主義運動におけるいく人かの著名な著者たちのなかで、変化を起こすような決定的な独創的考えを持ったものはほとんどいかなかった。ジャンバッティスタ・ヴィーコやヨハン・ゲオルク・ハーマンに先立つ、**Kultur**の概念を持った主要な人物はヨハン・ゴットフリート・ヘルダーであった。ヘルダーは人間の本性と歴史における人間経験を説明する一貫した体系を築き上げた人物で、ナショナリズムや歴史主義、そして民族精神 (*Volksggeist*) といった概念の父として最も知られている。彼は、古典主義や合理主義、そして科学的方法に遍する信念に対するロマン主義的反抗の主導者だった。簡単にいえば、合理的探求によって発見されるべき時代を超越した、不変の、客観的で普遍的な法則としての現実の観念を持った「フランス人哲学者とそのドイツにおける信奉者」³⁹⁾に対する最も恐るべき敵であると、彼はみなされていた。ヘルダーにとって、個々の社会や活動、状況、歴史的時代、そして文明は固有の性質を持つものだった。彼は合理主義を、その一般化や抽象的性質、あらゆる問いに回答できるような体系的知識を創造しようという試みによって批難した。あらゆる人間社会は、パリにおける一部の取り巻きによって定義されたような進歩によって測られるようなものではなく、自らの内的基準によって判断されるべきだと彼は信じていた。それは、「ヨーロッパ的想像力に深く影響を受けた」⁴⁰⁾ それぞれの文化の個性に対する相対主義的な情熱であった。

ヘルダーの最も有名な作品は『人類歴史哲学考』(1784-91)である。これは、アーヴィングやアデルング、ヘルダー、マイナース、イェーニッシュのような多くの著作家が**Kultur**の語を頻繁に用いて普遍的な歴史を刊行し、その用語が確立し始めた頃に書かれたものである⁴¹⁾。ヴォルテールや百科事典派たちのような著作家が自己内省的で、哲学的に論評する一方で、ドイツの敵対者たちは実在する根拠に基づいた長大な体系的歴史を書いた。かれらは各大陸における時間を通した人間の発展を観察し、芸術や信仰、そして宗教——簡単にいえばかれらの慣習や文化——に強調を置いた。かれらは冗長な民族学的関心に基づいて、慣習や制度に関連する人類の実際の物語を観察したのだ⁴²⁾。しかし、かれらがこの語の変化する本質を加えようとしても、こうした著者

たちは単線的な発展という感覚を保持し続けた。

ヘルダーの歴史哲学は**Kultur**の意味における決定的な移行を記している。彼はこう書いている。「この言葉ほど曖昧なものはないし、この言葉をあらゆる国民や時代に適用することほど人を惑わすことはない」⁴³⁾。人間性全体における歴史的な自己発展という単線的過程を誇示しようとする啓蒙主義の普遍的歴史家の試みを、彼は攻撃した。彼はそうした過程を文明や文化と呼ぶような歴史家に挑戦し、文明と文化の最高地点、すなわち18世紀のヨーロッパ文化が位置している地点にまで達する軌跡が描かれているという考え方に対して反論した。彼曰く、「よりすぐれたヨーロッパ文化というまさにその考え方が、大自然の主権に対するずうずうしい侮辱なのである」⁴⁴⁾。よって、文化というものは、一国民の間でさえさまざまな経済集団や社会集団間でそれぞれ差異があるように、さまざまな国民、さまざまな時代において特定で多様な諸文化が存在するということを暗示するような複数形で用いられるべきだと、彼は提議している。ヴォルテールやデイドロ、エルヴェティウス、ドルバック、コンドルセにとって、「いま一つの国民が、いま別のものが豊かな開花を表現しているところの、ただ一つの普遍的文明しか存在しない」が、ヘルダーにとっては、「同じ基準で測ることのできない諸文化の複数性が存在する」⁴⁵⁾。個別国家のライフサイクルが死んで終わるのとは違って、文化は一つの国家から別の国家へと移行する力を持つので、決して衰えることはない⁴⁶⁾。ある人にとっての文化は、その人が属し、言語や歴史的記憶、習慣、伝統、感情によって鍛えられた紐帯を通して結びついている共同体を意味している、と彼は信じていた。これらのものは食料や水分のような人間の基本的必要であると、彼は信じていた。特に脱人間化された、機械的で、科学志向的なフランス人に対抗した見方をする時に、それらは一人の人間を作り出すものであった。よって、**Kultur**の語は、抽象的合理性の思想や産業発展や資本主義のうわべの非情さと同様に現れ始めた新しい文明のこうした機械的性質を攻撃するために用いられた。この言葉は、人間を物質的発展から区別するのに使うことができたのである。この考え方は、支配的な文明概念に取って代わるものとしてのロマン主義運動において広く発展した。**Kultur**がまず、「民衆文化」のような新しい概念を含む国民的で、伝統的な諸文化を強調するために使われたのはこういう時代であった⁴⁷⁾。

ヘルダーはどのようにして、一般化することなく歴史哲学を描いたのだろうか？彼は、真なる哲学的

歴史は場所や時間、国民的性質の特殊性を受容することに基がなくてはならないと信じていた。ある哲学的・一般性を獲得するためには、多様な諸力が民衆の歴史の細部を通して辿られねばならなかった⁴⁸⁾。一つの民衆は人間性全てに共通する様式においてそれ自身を表現する。例えば、あらゆる人々は宗教や芸術、道徳のかたち、などを有する。ヘルダーは、Völkerの自然状態は野性的なものではなく、人々が表現するような人間固有のものであると信じていた。あらゆる人々はさまざまなかたちで人間性を分かち合うが、それは一つの共通する大文字の人間性(Humanity)の異形としてである。あらゆる人類は自然に「人間らしさ(humanness)」あるいはHumanitätへと傾き、「国家においてではなく、重要な順に音楽や文学、芸術、科学における力の組織のなかでそれ自身を真髄から表現するのである」。むしろ国家とは精神を消滅させるものである⁴⁹⁾。

ヘルダーは彼の同時代人たちといくつかの側面において類似しているが、彼の国民感情やドイツ語Kulturの感覚が決して政治的でない、ということにおいてかれらとは著しく異なっていた。彼にとって、愛国心とナショナリズムは全く別個のものであった。ナショナリズムに対する彼の見方は反フランス的であったが政治的ではなかった。彼は、人間の自由な個性を抑圧し、破壊する制度としてみていた国家をまったくもって拒絶した。彼は親族関係や社会的連帯、Volkstum、国民らしさを信じ、中心化や抑圧、あるいは侵略を信じなかった。なぜならばそれらは国家ではなく国民を形成する人間性だからである。彼の社会に対する見方は、政府や権力、支配といった概念に敵対するものであった。ヘルダーにとって、あらゆる人々の集団は気候や地理、物理的・生物学的必要、その他の類似した要因によって影響される。これらの集団は、言語という主たる媒体を通じて、共通の伝統や記憶によって一つになる。一つの集団の確たる方法で考え行動すること、その特定の目標や世界観を共有することは、当該集団の成員となることである。彼にとって国民性とは政治的なものではなく、純粋で厳格に一つの文化的属性なのである⁵⁰⁾。

このKulturの政治的見方は、ヘルダーの継承者の多くに共有されたもので、当時のドイツにおける政治的雰囲気や反映している。Kultur概念発展の背後にいた知識人たちは、支配的な上流階級の成員ではなかった。この知識人たちはばらばらの個人であり、大部分は行政官であり、役人であった。政治的活動はこの階級の視野のなかにはなく、商業や交

易、意思伝達、産業といった経済的問題にも無関心であった。経済的・政治的領域の外にあって、この中産階級の知識人たちは「純粋に精神的な(das rein Geistige)」領野、すなわち本や学問、宗教、芸術、哲学のなかに自身の自己正当化を見出したのである。かれらは、ほとんど本を通して起こるような個人の教養(Bildung)と関わっていた。かれらは、フランス語や英語と関係するような政治的、経済的、社会的領域と自分自身を区別するために、純粋な精神的領域——かれらが価値を見出した唯一のもの——に関連するものとして、BildungやKulturの語を用いた。よって、かれらの華々しい文化的達成は、かれらのナショナリズムを捉えたのだった。多くのドイツ諸国家における上流階級の親仏派を除き、いかなる方法においても政治的に軽蔑されるものではなかった⁵¹⁾。

こうして発展したKulturの特別な見方は、特定の社会構造の産物でもあった。中流階級と上流階級の間の不浸透性は、ドイツにおける中流階級知識人の発展における他とは違った性質に貢献した。才能と知性によって区別された台頭する中流階級出身者が、貴族社会のランクまで上りつめることはとても難しかった⁵²⁾。対照的にフランスでは、ヴォルテールやディドロのように、多くの有名な中流階級の才能ある者が、中流階級から現れ、パリの巨大な宮廷社会によって容易に受け入れられ、同化された。この種の同化は、両陣営が対立しているドイツでは不可能であった。

貴族社会の規範と価値は、貴族の特別な血筋があり、また家系の庇護の下に守られた「本源的な価値」に基づいており、下位の階級から区別されたものとしてのその優位な地位を守るために用いられた。ブルジョアジーにとっての価値とは、かれらが表面的とみなしている貴族社会の諸価値と対照的なものを実際に達成することに基づいている。決定的で、純粋に中流階級の階層の枠組みのなかで保たれている、Kultur運動を形成する諸階級の間のこの境界の区別は、獲得できる価値の種類に影響する⁵³⁾。

Kultur概念が辿った発展の特別な道筋は、その地理的次元からも考察することができる。ドイツの歴史は分裂と不安定によって特徴付けられる。ゲルマン帝国(German Empire)の最も強力な拡張の時代である中世の後、ドイツ帝国(German Reich)は、どの領土があらゆる方向から侵略されることによって収縮し始めた。このことは後に、多様な君主国家へとドイツの断片を導くのだった。こうした国家の内部では、貴族たちが極度に中産階級から孤立して

いた⁵⁴⁾。同時期に、多様なドイツ諸国家中に散らばった性質に従って、ドイツの中流階級は、**Kultur**が明白なものになっていく過程に直接的関係を持っていた。ゲーテはこのドイツの状況について書いている。

人民自身から私たちの元にやってくる文化はほとんどなく、才能ある私たちの男たちはこの国中に散らばっている。一人はウィーンに、もう一人はベルリンに、さらにはケーニヒスベルク、ボンやデュッセルドルフに。それぞれが50ないし100マイルも離れ、個人的な接触や思想の交換はほとんど稀である。このことは、アレクサンダー・フォン・フンボルトのような人物が通り過ぎ、私の孤立した道を一年かけて旅をするよりも、私の研究を一日に前に進める時に、このことが意味するものを感じるだろう。しかし、ここでパリのような都市を想像してみよう。そこでは全領域における傑出した頭脳が一つの場所に集まり、かれらの日々の交流や競争、敵同士が教えあい、お互いが刺激を与え合う。自然や芸術のあらゆる方面から最善なものが、地球のあらゆる場所がいつでも眺めることができるのだ⁵⁵⁾。

エリアスはこの引用文に言及して以下のようにコメントしている。「このような語りからは…ドイツの政治的断片が、ドイツの知識階級の、そしてその社会的振る舞いや思考方法についての、まさに特別な構造といかに関連しているかが明白である」⁵⁶⁾。

ドイツ知識人の地理的な分散は、フランスの状況とは際立った対照をなしている。フランスにおいては、知識階級の成員たちは一つの場所、すなわちパリに集結しており、最も統一された中心的な「良い社会」によって結びついている。ドイツにおいては統一された中心的な「良い社会」など存在しないのは、知識階級の成員たちが、多くのドイツ諸国家の多くの比較的小さな首都に散らばっているからである。フランスにおいては、会話が最も重要なコミュニケーション手段として布告され、数世紀にわたって一つの技法となるまでに発展してきた。このことは、同じ場所にいることが会話を主要なコミュニケーションの媒体とすることを許容したという事実によって可能となった。一方で、ドイツ人の地理的分散は、話された言葉よりも書かれた言葉を統一するように強調する書籍の領域における思想の拡散を扇動した⁵⁷⁾。

ドイツ語におけるZivilisationとKulturの間の裂け目は、ドイツ人の自己イメージの根底にある表現を反映している。この裂け目は、ドイツにおける区別

された諸階級のみならず、他の国民と区別されたドイツ国民の性格の差異と全体的行動をも反映している。西ヨーロッパの水準においては、ドイツは非常に遅く政治的統一を達成した。つまり、何世紀にもわたってその国境線は不安定だったのだ。この背景において、**Kultur**の概念は、常に新しい境界を求め、自身のアイデンティティを探すような、自己意識的な国民の反映とみなされた⁵⁸⁾。ドイツ人民を場所と結びつける制度化された枠組みを持たず、かれらは他の文化に取り込まれることを自身の文化の特有性を失う危険に常にさらされていた。このことの一つの理由は、フランスに対抗する反応が強かったせいである。フランス文化が上流階級貴族を通じてドイツにしみこむように、また西欧諸国の他の国と比較したときにドイツ文化と社会が遅れているとみなされていたように、ドイツ人は自らの文化が失われる危険にあるものとして自らをみなしていた。**Kultur**概念がある重要な役割を果たし始めたのはそういう時期である。**Kultur**理論は「フランスやイングランドと比較したドイツの政治的、社会的、経済的後進性のイデオロギー的表現、あるいはそれに対する反応として、重要さの程度を説明できる」⁵⁹⁾。

後進性に対するイデオロギー的反応は異なっている。一方で、カントのようなドイツにおける18世紀啓蒙主義を代表するような者にとって、**Kultur**の語は、個々の国民が**Kultur**の原則的な担い手であるが、啓蒙主義、ナショナリストや功利主義哲学の成長、そして政治的・経済的制度の繁栄を表現するような国際的で普遍的なものであるという本来の意味を獲得していた。よって、フランスにおける革命やナポレオンのそれを支持するような18世紀におけるドイツの急進派は、ヨーロッパ中に文化を広めようとした⁶⁰⁾。この問題の違った側面においては、**Kultur**が「元々局地的あるいは国民的で、重要で、固有で、交換できず、再現できず、よって部外者には何の意味のないような性質や達成、行動パターンの複合体」を意味するという考え方を支持する者もいた。固有な文化形態に対するヘルダーの強調は、西欧文明の経済的、政治的、科学的達成に反対するものであり、「先進」諸国民の面前におけるドイツ知識人の後進性や劣勢の感情に対する反応だとみなされている。

こうした**Kultur**理論はよって、決して唯一ではないが、その伝統的文化に関する西欧の浸透に対する後進的社会的登場に関する典型的なイデオロギー的表現である。それらは、まさに破壊されるべき何かについての現実を断言するべく存在して

いる⁶¹⁾。

熱情的だが政治的ではないヘルダーのナショナリズム観でさえ、反フランス的なものであり、「より前進的な」人民に直面した「後進的な」人民の彷徨える国民的プライド感情を反映している⁶²⁾。

まとめると、Kulturとcivilisationはドイツとフランスにおける「国民国家」発生期の重要な概念であった。これらの概念は、なぜ「国民」と関わるフランス語とドイツ語の概念がその国家を理解するためのこのようなさまざまな方法において関連しているのかということの説明する助けとなる。フランスにおいて、国民は国家の制度的・領域的枠組みとの関連において理解された。普遍主義や統一性、世俗主義といった革命と共和国の背後にある諸概念は、アンシャン・レジームにすでに現れていた概念や、その国民の理想に基づいている。この国民の理想とは国家中心的であり、あるいは政治的形態において統一性を有し、そして主に同化を通じて文化的統一に向けて努力するものである（移民の同化だけではなく、地域的マイノリティも同様に）。ドイツにおいては、国民の理解は民族中心的で、差異主義的(differentialist)である。この国民感情は、国家が現実のものになる前に、長い期間にわたって発展してきたものである。国民の理想は全体的に政治的ではなく、文化的であり、また領土の実際の市民たちとは関係ないものである。実際、政治は、その概念の考え方のいくらかとは関連のないもので、むしろひどく嫌われさえもする。重要なのは、「有機的な」文化的、言語的、あるいは人種的共同体(Volksgemeinschaft)であった。19世紀には、ドイツの知識人たちはフランス革命や啓蒙主義の浅はかな合理主義やコスモポリタン気質であると信じられるものからは距離を置こうと欲していた。かれらは差異を強調し、賞賛することで、このことに躍起になっていた。19世紀のフランス知識人たちもまた、フランス語とドイツ語の同じような比較を行っていたが、かれらはフランスの普遍主義を賞賛していた⁶³⁾。

移民と国民アイデンティティ

市民権と国民の特性に関するこうした理解によって、筆者は今日のヨーロッパにおけるそれらの相対的な意味に向かいたい。戦後の移民が多くのヨーロッパ諸国の重要な文化的構成を形作ったように、

移民の問題が顕著に目立ってきた。フランスとドイツとともに、20世紀に移民の歴史を持っている。フランスの移民史はその過去の植民地政策によって特徴付けられ、アルジェリアなどの旧植民地からの大量の移民を受け入れている。ドイツはトルコと同様に東欧からの多くの移民を受け入れており、他国からのゲルマン民族に市民権を与える政策を有している。移民の存在は国民アイデンティティの既存の繊細な構築を脅かし、そうした国民を含む境界が重要でなくなることによって、移民はより大きな社会的不安さえも脅かしている。ヨーロッパが統合と分裂、統一と多様化に同時に直面しているがゆえに、文化と国家の役割について再考しなければならない。

この文脈において移民は重要な問題であり、1990年代の大きな変化の一つとして立ち現れ、「経済学者や行政官、社会学者の目にも重要なのではなく、市井の人々の心においても同様に重要なのである」⁶⁴⁾。移民は人々の文化的構成を変化させ、その全住民の変化する性質から生じる問題に対する実現可能な解決法を国家に要求するがゆえに、国民国家に対する挑戦を突きつけている。

西欧9ヶ国の中の移民検査が近年緩和されたことで⁶⁵⁾、国の政治家たちは「犯罪や非行、麻薬密売人」⁶⁶⁾を抑止する名目でのより強固な法律を約束させられている。冷戦が過ぎ去った今現れた恐怖とともに、新しい恐怖が国民社会のレベルでヨーロッパに生じている。より統一化されたヨーロッパ・ブロックが経済的・政治的分野で生じている一方で、単一の市場に同質化され、標準化されることの圧力は、一つの地域から別の地域へと人々の移動をより容易なものにもする。国民アイデンティティに対する恐れは大衆文化と消費におけるコスモポリタン気質と標準化から、また移民の流入からくるものである⁶⁷⁾。

多様な国民国家が移民の増加にしたがってその国民アイデンティティを失うことを恐れるがゆえに、上で議論したような自身の市民権をどのように理解するかどうかについて理解することが重要となる。まとめれば、イデオロギー上の国民的差異は、一つの共同体内部の少数民族の権利についての2つのモデルに関連して理解できる。一つ目が「少数民族」のアプローチであり、少数集団を代表し、解放する一つのシステムを含むものである。二つ目は「個人主義的」アプローチであり、少数集団の制度的な認識は存在しないが、平等待遇や反差別法律に基づいたシステムである。フランスでは、制度化さ

れた文脈のなかで起源や集団成員に対する特定の言及が不平等に関わるものだととしても、さらに少数集団に烙印を押すことになりかねないという恐れがある。よって、少数集団の権利が法によって守られることはほとんどないというまでもないことだが、英国のような国々におけるように、少数集団に対する特別な条項は制度化されてない。いく人かのフランス人が「少数民族」アプローチに批判的なのは、かれらが少数共同体を特定化することにおいて、それが隔離と分離、ゲットーの創造へと導かれると感じているからである。このフランス人の見方や「個人主義的」モデルはフランスの普遍主義的で個人主義的な伝統の内部に位置づけられる。平等と個人主義のイデオロギー（少数集団に特別な権利を与えるという考え方とは対照的なものとして）は「フランス人意識のなかに深く根付いている」⁶⁸⁾。「人種」や宗教、起源に無関係な個人の平等権利を基礎とするフランス型モデルとは正反対に思われる、制度的な差別として社会関係を人種化や民族化に対して、フランス人は恐れをなす。

現実的にいえば、差異と不平等を認識することを公の場で拒否することは、人種差別や諸々の差別を単に忘れ去ることではない。フランスの伝統についての記述が個々の市民が出身や所属、信念などを問わず平等な権利を有する、というものになる一方で、それはその状況を不適切に記述していることにもなる。なぜなら、それはフランス史における人種差別的なカテゴリーの出現や、フランス国内の少数民族集団の存在から生じる衝突を覆い隠しているからである⁶⁹⁾。万人に対して普遍的な権利を説く一方で、侵略するフランス文明の伝統におけるように、フランス文化は同時に、フランス国内における他の諸文化に対する優位として歓迎されている。少数民族集団の文化的権利を認識することは、自らの文明のフランス的理解の論理のなかにはない。1992年の6月、地方言語や少数民族の言語に対するヨーロッパ憲章に対する対応において、単一の公用語の憲法による保障を有し、国内で話される他の言語への何の関連も有しないというECにおける唯一の国としてのフランスの立場を守るために、フランスは「共和国の言語はフランス語である (le français est la langue de la République)」と主張した。

フランス語のcivilisationの伝統において、フランスでは誰もがフランス語を話すというこの考え方は、フランス人になるということはどういうことかということに対する同化主義的で普遍主義的な理解を反映している。この点において、civilisationの

概念とフランス社会におけるその意味の歴史的重要性を理解することは有用である。ドイツでは対照的に、この憲章に対する反応はスラヴ語やデンマーク語(フリジア語や低地ドイツ語ではなく)の公的な認識であった⁷⁰⁾。少数民族集団の権利を公的に認識する際に、Kulturのドイツ的伝統は、共同体間における差異は認識され、尊重されるものであり、同化を目標とすべきではない、ということを強調している。Kulturのこの理解における歴史的次元は現在の政治に対して深い理解を加えるだろう。

特殊な事例を引き合いに出すことで、移民政策と市民権に関する諸法律は18世紀から生じてきたcivilisationとKulturの概念の光の下でよりよく理解することができる。長年にわたって、フランスは移民の第二世代全員に対して自動的な帰化の政策をとってきた⁷¹⁾。このことは、フランス語を話すようにフランス人の特質のいくらかを採用するのと同様に、フランスの政治領土内に住み、フランスの法律に従う者がフランス人になることができるということに単に意味している。このことは、国民アイデンティティの政治的考え方および個人の行動における特質への強調を反映している。一方でドイツは、ドイツ国家の外部に住む民族的ドイツ人、ドイツ人民の性質の多くを、ドイツ語でさえも失ってしまった100年も外国に住むその家族に対してさえ、即座に市民権を与えている。それと同時に、ドイツ語やドイツ人の癖などを持った外国移民の子孫には市民権を与えることを拒否している⁷²⁾。換言すれば、ドイツ人にとっての市民権はより内的で有機的な何かである。それは、数世紀にわたる伝統の一部としてのみ保有可能であるようなドイツ人らしさの深い性質を反映している。Kulturとcivilisationに通底する観念が長きにわたって一般的な意味に固執し、今日の国民イデオロギーを形成する重要な役割を果たしてきたという事実のみが、西洋思想に影響する主要な要因としてのその重要性を加えるだろう。

まとめれば、フランスとドイツの差異がこんなにも興味深い一つの理由としては、両国が関わってきた状況の類似性にあるのかもしれない。先進資本主義国として、両国は第二次大戦後の国内労働不足下における高度産業成長の30年間に単純労働者としての多くの移民を採用してきた。大量労働移民は、この観点において、計画された国家介入の産物であった。1973-4年の石油危機に続く不況は、外国人労働者の採用の時代の終焉を意味し、両国は大規模移民の社会的・政治的帰結に対していや増す問題に直面した。1950年代から1960年代にかけて、移

民は社会から隔離された労働者ホテルのような孤立した場所で生活する主に単身男性であったが、それとは対照的に近年は移民がホスト国のなかで目立つようになってきている。かれらは移民となり、家族を呼び寄せたり、そこで家族を築いたり、公共空間を占有し、共有している。かれらは共に住み、地域のなかで集住し、近隣となる⁷³⁾。こうした理由により、かれらは大衆の面前においてより可視的になり、より多くの空間を占有し始めている。しかしこうした類似性にもかかわらず、ここまでみてきたように、移民政策における差異は大きく、こうした差異はヨーロッパ統合の将来に対してある種の挑戦を提示している。

両国の国民的関心の方向の異なる性質があるなかで、ヨーロッパ諸国は共通する政策を作り出すための十分な共有の場を見出すことができるという望みは非現実的な目標であろうか？ヨーロッパにおける多くの国々が同意に達している一つのことは、移民統制をより強固にすることである。フランスは市民権を与えるのをより困難にしておき、ドイツは難民に対して「開かれた扉政策」を破棄している⁷⁴⁾。この文脈において、ヨーロッパの内部の壁が下げられ、ヨーロッパを取り囲む壁はより高くなったといわれるようになった。一方で、「望まれない」外国人たちはヨーロッパの外に留めておく措置がなされるようになり、他方でECの境界内では、2つの法的カテゴリーが作られようとしている。1つ目が移動の自由と福祉の権利、雇用の権利などを有するEC諸国民であり、2つ目が自由と権利を有しない非EC諸国民である⁷⁵⁾。この運動がヨーロッパ全域の政策を要求して、諸権利のヨーロッパ化が国ごとの法令の多様性から飛び立とうとしているようにみえる

結論

筆者は、フランスとドイツにおける市民権の歴史、およびKulturとcivilisationという用語とそれらが登場した歴史的背景を探求した。筆者はこれらの歴史的 개념の今日に至るまでの連続性を強調しようとし、またこれらの概念が今日の市民権と移民に関する国ごとの政策を理解するのに直接有用であることを描こうとした。フランスとドイツがその市民を定義し、少数民族集団を理解しようとしてきた歴史的な文脈の考察は、過去を現在と結びつけ、今日の国家政策を文化と結びつけることによって展開された。

文化と民族についてのフランスとドイツの理解の間にある二分法は、単純な両極としてみられるべきではない。そのようにみることは、ヨーロッパ規模の権利や平等、非差別、あるいは移民に関する共通の政策に対する一見克服できない障害を置くことになるだろう。それはまた、「国民」文化の考え方、つまりそれ自体むしろ疑わしい概念の基礎にある複雑で重なり合った考え方を角に単純化することになるだろう。そうではなく、Kulturとcivilisationの概念は、お互いが関連しあい、フランスとドイツにおける国民的重要性の問題を理解し始めるための道具として理解されるべきである。この単純な2つのモデル理論を越えて、少数集団全体への対応としては不適切なまさにその定義によって揺れる概念が国民国家のより大きな文脈のなかに位置している。

civilisationとKulturは、過去からのキーワードとして、今日的帰結を有している。それらの意味作用は、文化のさまざまな概念における学問的関心を越えて広がっている。EUの将来における2つの重要な国家であるフランスとドイツにおける市民権の今日理解の間の緊張の大部分は、18世紀に始まった国民精神の理解における分岐点にまで遡ることができる。

謝辞

本稿への有用な意見と手助けを頂戴したジョン・アグニュー、ジム・ダンカン、ナンシー・ダンカン、マーヴィン・マイクセル、ウィリアム・モラード、マーシャル・サーリンズ、ジョン・ウェスタン、そしてジョアン・ヴォグトに感謝いたします。

注

- 1) Rogers Brubaker, *Citizenship and nationhood in France and Germany* (Cambridge, Mass., and London, Harvard University Press, 1992), p.180. (ブルーベーカー, R.著, 佐藤成基・佐々木てるの監訳 (2005): 『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の歴史比較社会学』明石書店。)
- 2) Yasemin Nuhoglu Salsal, *Limits of citizenship: migrants and postnational membership in Europe* (Chicago, University of Chicago Press, 1994), pp.2-3, および Brubaker, *Citizenship*, pp.21, 23. (ブルーベーカー 『フランスとドイツの国籍とネーション』)

—フランスおよびドイツ市民権の歴史におけるキーワード—

- 3) 「出生地主義」の原則に従う英国や合衆国、また両親の状況に関わらずその領土で生まれたものに市民権を帰属させるような国と比較せよ。
- 4) 多くの西ヨーロッパ諸国はフランスとドイツの事例の中間に位置するといえる。それらは「血統主義」の原則に従う傾向にあり、「出生地主義」のいくらか賞賛の要素を加えているが、フランスまで極端にはならない。
- 5) アルジェリア独立の25年後までにアルジェリア人の両親からフランスで生まれた40万人の子どもの大部分はフランス市民である。
- 6) John Breuilly, 'The national idea in modern Germany history', John Breuilly, ed., *The state of Germany: the national idea in the making, unmaking and remaking of a modern state* (London, Longman, 1992), p.26.
- 7) シイエスはフランス革命における重要人物であった。多くの者は彼を新憲法とフランス法の製作者だとみなしている。彼の作品『第三身分とは何か?』は革命のためのアジェンダを提示し、「民衆を、かれらの権利を主張し、国民の運命を自らの手にするために召喚した」(Emmanuel Joseph Sieyès, *Qu'est-ce que le tiers état?*, (New York, Prager, 1963), pp.3, 8)。(シイエス著、稲本洋之助・伊藤洋一・川出良枝・松本英実訳(2011)『第三身分とは何か』岩波書店)
- 8) *Ibid.*, p.126.
- 9) Egan Webwe, *Peasants into Frenchmen: the modernization of rural France, 1870-1914* (Stanford, CA, Stanford University Press, 1976), およびBrubaker, *Citizenship*, pp.7-8 (ブルーベーカー『フランスとドイツの国籍とネーション』)を参照のこと。
- 10) Breuilly, German, pp.1-4, およびBrubaker, *Citizenship*, pp.50-1. (ブルーベーカー『フランスとドイツの国籍とネーション』)
- 11) Tomas Hammer, *Democracy and the nation state* (Aldershot, Avebury, 1990), pp.57-9.
- 12) Brubaker, *Citizenship*, p.50. (ブルーベーカー『フランスとドイツの国籍とネーション』)
- 13) Émile Banveniste, 'Civilisation: a contribution to the history of the world', *Problems in general linguistics* (Coral Gables, FL, University of Miami Press, 1971), p.289. (バンヴェニスト, E.著, 河村正夫・木下光一・高塚洋太郎・花輪 光・矢島猷三訳(1983)『一般言語学の諸問題』みすず書房。ただし、この日本語訳にはこの章は訳出されていない。)
- 14) Raymond Williams, *Keywords: a vocabulary of culture and society* (New York, Oxford University Press, 1983), p.13. (ウィリアムズ, R.著, 岡崎康一訳(1980): 『キーワード辞典』晶文社。)
- 15) イタリアック体にしなない場合に、筆者は文化という語を近代人類学的、ないし民族学的意味合いにおいて用いている。
- 16) civiliséは、刑事訴訟を民事に移すという意味を持った、社会組織の形式を有するようになる中世ラテン語の *civilizare* から生じたものである。
- 17) A. L. Kroeber and Clyde Kluckhohn, *Culture: a critical review of concepts and definitions* (New York, Vintage Books, 1952), p.72. (クローバー, A. L.・クラックホーン, C.著, 西川長夫監訳(1991)「文化」という言葉の歴史」。立命館国際研究 4 (2): 72-142.に第1部が訳出されている), Norbert Elias, *The history of manners, I: The Civilizing process* (New York, Pantheon, 1939, repr. 1978), p.39. (エリアス, N.著, 赤井慧爾・中村元保・吉田正勝訳(1977)『文明化の過程・上』法政大学出版局。)
- 18) 原文は以下の通り。La civilisation est l'urbanité, la politesse, et les connaissances répandues de manière que les bienséances y soient observées et y tiennent lieu de lois de détail. Banveniste, 'Civilisation', p.291. に引用。
- 19) *police* は、個人が「即座に礼儀作法を見出し、あるいは「大都市を志向する社会の慣習」(Banveniste, 'Civilisation', p.291) 転換する場合には、*police* 以上の何かをなす行為である。
- 20) *Ibid.*
- 21) Elias, *Manners*, p.5. (エリアス『文明化の過程 上』)「フランス人」によって、筆者は当時誕生した国民エリートを意味している。一般大衆における国民的感情の発展に関する考察については、Eugan Weber, *Peasants into Frenchmen*, およびCharles Tilly, 'Dis the cake of custom break?' in J. M. Merriman, ed., *Consciousness and class experience in nineteenth-century Europe* (New York, Holmes & Meier, 1979).
- 22) *civilisation* の語は既に、しばらくは法的用語として用いられていた。それは、「刑事事件を民事的なものとする行為」を意味していた。
- 23) Banveniste, 'Civilisation', p.292.
- 24) Isaiah Berlin, 'The Counter-Enlightenment', in *Against the current: essays in the history of ideas* (New York, Viking Press, 1980), pp.1, 20.
- 25) Micheal Heffernan, 'On geography and progress: Turgot's *Plan d'un ouvrage sur la géographie politique* (1751) and the origins of modern progress thought'. *Political Geography* 13 (1994), pp.329, 336; John Agnew, 'The myth of backward Italy in modern Europe', *Time and Society*, 1995; and Banveniste, 'Civilisation', p.292.
- 26) John A. Agnew, 'The devaluation of place in social science', in John A. Agnew and James S. Duncan, eds., *The power of place* (Boston, Unwin Hyman, 1989), p.17. 社会過程の「自然法則」の考え方に関する議論については、G. Weulersse, *Le mouvement physiocratique en France de 1756 à 1770* (Paris, Gallimard, 1919), およびE. Fox-Genovese, *The origins of physiocracy* (Ithaca, NY, Cornell University Press, 1976).
- 27) Philippe Beneton, *Histoire de mols: culture et civilisation* (Paris, Presses de la Fondation Nationale

- de Sciences Politiques, 1975),および, Elias, *Manners*, pp.47-50.(エリ阿斯『文明化の過程 上』)
- 28) 時代は過ぎ, 世界を描く概念は変化し, *civilisation*の語の意味も変化した。19世紀において, この語は人間の多様性と変化を認識するような概念が追加された。しかしながら, この追加的な次元にも関わらず, それは未だに18世紀的な普遍化の概念と統一的な意味合いを保持している。この意味は当時優勢であった考え方に合致していた。その考え方は, 理性と進歩への信頼, 実証科学と教育, 啓蒙思想と歴史哲学, 人類学思想を支配するダーウィン進化論的視野であった (Beneton, *Histoire*, p.47)。文明が確かなさまざまな形態をとったとしても, 発展の特定の段階に位置するという考え方は今だ健在であった (フェーヴルは『古い人間とあたらしい人間 (*Le vieillard et le jeune homme*)』においてバランシェが1819年に用いた*civilisation*の最初の多様な使用を見出している (Kroeber and Kluckhohn, *Culture*, p.72))。
- 29) Beneton, *Histoire*, pp.23,37; Williams, *Keywords*, p.87 (ウィリアムズ『キーワード辞典』)。
- 30) Beneton, *Histoire*, pp.23,25, 32; Williams, *Keywords*, p.87.(ウィリアムズ『キーワード辞典』)
- 31) はじめは, 18世紀の終わりに*Cultur*として導入されたが, 19世紀には*Kultur*と綴られるようになった。
- 32) Williams, *Keywords*, p.89. (ウィリアムズ『キーワード辞典』)
- 33) 16世紀のルターによる聖書翻訳という統一化の影響にも関わらず, 世代間の話し言葉と同様に, 書き言葉においても地的な多様性は継続していた。
- 34) Issaih Berlin, 'The magus of the north', *New York Review of Books* 40 (1993), p.66. および Elias, *Manners*, pp.8-9, 11, 15. (エリ阿斯『文明化の過程 上』) 18世紀の始まりには, ドイツ人ブルジョアはフランスやイングランドの同等の階級に比べ, とても貧しかった。この頃まで, ドイツは一部には30年戦争(1618-48年)に起因する経済的荒廃と人口減少に直面していた。16世紀に高度に発達した貿易体系は, その頃は廃れており, 交易の経路は破壊されていた。その一部は戦争を原因とし, また海上交易経路の発見によるものであった。この崩壊は商家の富に影響した。小さな町のブルジョアたちはわずかな経済機会のなかで取り残され, 地元の受容に対して供給することに根本的な制約を受けた。かれらは文学や芸術に投資する資金などほとんど持たなかった——贅沢は貴族の手のみ残されていたものだった (Elias, *Manners*, p.10) (エリ阿斯『文明化の過程 上』)。
- 35) 特に, 1736年の『ツェドラー大百科事典 (*Zedler Universal Lexicon*)』の諸記事において。
- 36) Elias, *Manners*, pp.9-10, 29. (エリ阿斯『文明化の過程 上』)
- 37) Berlin, 'Magus', p.66.
- 38) Berlin, 'The Counter-Enlightenment', pp.1, 4.
- 39) *Ibid.*, p.10.
- 40) *Ibid.*, p.12. および Isaiah Berlin, 'Herder', in *Vico and Herder: two studies in the history of ideas* (New York, Viking Press, 1976), p.145. (バーリン, I著, 小池けい訳 (1981): 『ヴィーコとヘルダー——理念の歴史: 二つの試論』みすず書房)
- 41) これらの著作家にとって, *Kultur*は耕作が進歩した程度のもを意味していた。
- 42) Kroeber and Kluckhohn, *Culture*, p.30.
- 43) Williams, *Keywords*, p.89. (ウィリアムズ『キーワード辞典』, p.107)における引用。
- 44) *Ibid.*
- 45) Berlin, 'The Counter-Enlightenment', p.12.
- 46) Frank, E. Manuel, 'Editor's introduction,' in *Johann Gottfried Herder, Reflections on the philosophy of the history of mankind* (Chicago and London, University of Chicago Press, 1968), p.xiv.
- 47) Williams, *Keywords*, p.89. (ウィリアムズ『キーワード辞典』) および, Berlin, 'The Counter-Enlightenment', p.12.
- 48) 一つの民衆 (Volk) は基本的に一つの名前と一つの文化を持った集団である。それは通常, 神話や民衆の詩, 独立した宗教, 食習慣, 間隔や知覚の異なった仕方によって定義されるが, 宗教を持たないこの視点に民衆は存在しない。ヘルダーにとって, 世界の歴史は *Völker* の歴史であり, それらの形態は自然環境やその存在物, 神話的宇宙観の創造, 音楽, 詩, そしてとりわけ言語の帰結としてであった。この歴史は静的ではなく, 人間集団が行き続ける限りにおいて継続的に変化するものである。時代におけるあらゆる瞬間に, あらゆる人間は等しく尊敬される価値を有するのだ (Manuel, 'Introduction', pp.xvi-xviii)。
- 49) *Ibid.*, pp.xix-xxi.
- 50) Berlin, 'Herder', pp.157-9, 165, 180-2, 195. (バーリン『ヴィーコとヘルダー』)
- 51) Kroeber and Kluckhohn, *Culture*, pp.51-2. および Elias, *Manners*, pp.26-7. (エリ阿斯『文明化の過程 上』)
- 52) ゲーテだけは「ある意味でこうした取り巻きまで上ることを達成した」 (Elias, *Manners*, p.20) (エリ阿斯『文明化の過程 上』)。
- 53) *Ibid.*, pp.20, 24.
- 54) *Ibid.*, pp.22. このことは, 少なくとも, 規範的な言語や芸術, 作法, 感情などに影響を与える「国民性への道筋のある段階として」, 統一され, 規範が整い, 中心的な社会が重要性を獲得するような他の西欧諸国の状況とは似ていない。
- 55) エッカマンとゲーテの会話の引用。Elias, *Manners*, p.28. (エリ阿斯『文明化の過程 上』, 104p.)
- 56) *Ibid.*
- 57) *Ibid.*
- 58) *Ibid.*, pp.5-6, 34.
- 59) Alfred G. Meyer, 'Appendix A: historical notes on ideological aspects of the concept of culture in Germany and Russia', in Kroeber and Kluckhohn, *Culture*, p.404.

—フランスおよびドイツ市民権の歴史におけるキーワード—

- 60) *Ibid.*
- 61) *Ibid.*, pp.5-6, 34.
- 62) 注釈的な概念としての「後進性」についての批判的議論としては、John Agnew, 'The myth of backward Italy in Modern Europe', in *Time and Society*, 1995.を参照のこと。多方面においてドイツ語Kulturについてのヘルダーの考え方と特殊な理解を採用したが、ドイツにおける市民権の同時代的考え方により直接的に関係しているとみなされるヘーゲルへの言及なしに、ドイツの市民権についての議論は成立しない。ヘルダーの後、ヘーゲルは1821年に『法(権利)の哲学』を執筆・出版した。彼は、ヒエラルキーの概念を持ち込むことで、さまざまな種類の文化というヘルダーの考え方を乗り越えた。彼は世界をいくつかの歴史的領野に分類した。一番底辺が東洋世界であり、中間には古代ギリシアとローマが位置する。そして、そのヒエラルキーの最上階にはゲルマン世界が君臨する。こうした文化的優位性の感覚は、のちにドイツの政治分野に入り込み、国民社会主義の理論と実践で全盛を極めた (John Agnew, 'Timeless space and state-centrism: the geographical assumptions of international relations theory, in Stephen Rosow *et al.*, eds., *The global economy as political space* (Boulder, CO, Lynne Rienner, 1993)).
- 63) プロイセンはフランス型の同化主義モデルに近かったが、18世紀後半までに、ポーランドの人民は同化されなかった。実際にこの失敗は、国民の自己概念化に関する帰結をもたらした。東中央ヨーロッパにおけるゲルマン-スラヴ民族の前線は、一つの混住地域である。この種の前線、またそこで起こる文化混合は、ドイツ人の自己理解の基礎となってきた。ここ数年のドイツ人の東方への移住は、スラヴ地域に移民地域の点在をもたらしている。仮定されるような同化は起こらない。(16世紀から続く)ドイツ移民の「第二の波」は言語や宗教、国民アイデンティティを維持し、東プロイセンにおけるポーランド言語と文化アイデンティティとの鮮明な対照性をなしていた。ドイツ人エリートたちは、国民性の差異主義的で分割モデル、つまり民族文化的に混成された人口地帯における別個の民族国民アイデンティティの力強い維持に対する感情を最終的に持つにいたった。前線国家としての自己イメージに対するドイツの関わりは、フランスとの並行関係にない。(Brubaker, *Citizenship*, pp.1-2, 5-6.) (ブルーベーカー『フランスとドイツの国籍とネーション』)
- 64) Russell King and Strure Oberg, 'Introduction', in Russell King, ed., *Mass migration in Europe: the legacy and the future* (London, Belhaven Press, 1993), p.1.
- 65) 多くの旅行者が国境を越えて自由に行き来できるように、ヨーロッパの9ヶ国(フランス、ドイツ、ギリシア、イタリア、ルクセンブルク、ベルギー、ポルトガル、スペイン、オランダ)が取り結んだ協定は、1993年の12月に開始された ('Nine EC states to ease travel', *Wall Street Journal*, 1 July 1993, p.8.)。1995年3月26日には、「シェンゲン諸国」(ベルギー、フランス、ドイツ、オランダ、ポルトガル、スペイン)が自由旅行を許可するような、諸国における7つの国の間の国境線の管理を公式に廃止した。イタリアとギリシア、オーストリアもこの流れに加入したいと望んだ (Alan Cowell, '7 European Union nations form a passport-free zone', *New York Times*, 27 Mar. 1995)。
- 66) Alan Riding, 'France to deport more immigrants', *New York Times*, 7 Jan. 1994, p.A5. フランスの安全と移民問題大臣であるシャルル・バスキアによって引用された。
- 67) Ole Waever, Barry Buzan, Morten Kelstrup, and Pierre Lemaitre, *Identity, migration and the new security agenda in Europe* (New York, St Martin's Press, 1993), pp.2-3.
- 68) Maxim Silverman, *Deconstructing the nation: immigration, racism and citizenship in modern France* (London and New York, Routledge, 1992), p.165.
- 69) *Ibid.*, pp.160-6.
- 70) Andre-Louis Sanguin, *Le minorités ethniques en Europe* (Paris, L'Harmattan, 1993), pp.14-15.
- 71) 1994年1月1日に、フランスの新しい国籍法が有効になった。この新しい法律の下では、フランスで生まれた外国人の子どもたちは、もはや18歳になるまで自動的な市民権を得ることができない。しかし、16歳から21歳までの間にフランス人になることを真に要求することが証明できればフランス国民が適用される。他の法律は外国人が住民票を得ることをより困難にするもので、自治体に対して登録されていない外国人やフランス国内に住む意思のない外国人を追放することをより容易にするものである。
- 72) 1980年代半ばにドイツ政府は、移民の第二世代に対する帰化を好む発言を始めた。1993年政府の布告に従って、1990年に外国人法が、ドイツ生まれか、8年以上ドイツに住む、16歳から23歳の移民の子どもに対して実質自動的に帰化を与えることとなった。
- 73) Anthony Fielding, 'Migrants, institutions and politics: the evolution if European migration policies', in King, *Mass migration*, p.52; Brubaker, *Citizenship*, p.75. (ブルーベーカー『フランスとドイツの国籍とネーション』)
- 74) 1993年7月に、一つの法律が、44年の歴史を持った政治亡命希望者に対する「開かれた扉」政策を無効にする効果を持つにいたった。この新しい法律は、空港に新たに到着した者を19日間拘留し、もしかれらが政治亡命者とみなされなかった場合、かれらを追放する権限をドイツ政府に与えるものである。陸路でドイツに到着した者については、かれらを政治亡命者として認めていない国を通過したのならば、即座に追放することができる。ドイツにおける新しい法律は、不法移民を厳重に取り締めるフランスの法律を思い出させるものである。このドイツの法律は、右派の要求に見合ったような、人々を何か物であるように見るもので、「難民となりたがっている数千

人のうちの数百人に開かれた工業世界とう最後の扉をバタンと閉めるようなものである」('Asylum in Germany: the boat is full', *Chicago Tribune*, 15, June 1993, p.19; 'German starts enforcing new entry rules', *New York Times*, 2 July 1993, p.6)と、多くの批判にあった。

- 75) Alan Cowell, 'Seven European nations try to erase borders', *New York Times*, 30 Apr. 1995.

およびSilverman, *Deconstructing*, p.160.を参照のこと。

訳者改題

本論文は16年前に発表されたものであり、本論文が依拠する文献の主たるものも翻訳されており、テーマ的にも目新しさは感じないかもしれない。また、ヨーロッパにおける移民問題に関する記述もEC時代の状況に留まっており、この点に関しては古臭ささえ感じる。しかし、訳者が本論文を訳出しようと思った経緯をやや個人的な事情だが、説明させていたきたい。

訳者は1994年に、地理学における文化研究の動向を『地理科学』に発表した。その投稿時に査読者から読むように薦められたのが、西川長夫『国境の越え方』(筑摩書房, 1992年)であった。当時は早く掲載してもらいたいがためにその重要な指摘を無視し、掲載に至った。その後、『国境の越え方』を読んでその自分の判断を後悔したことは18年経った今でも忘れない。遅ればせながら、1997年に『地理学評論』に掲載した論文で『国境の越え方』に言及したが、当書はまさに本論文と重なる部分も多く、フランスとドイツの国民国家形成に文明と文化という語がそのイデオロギーとして機能したということを主張し、日本における国民国家研究の先駆的な存在となった。

そんななか、地理学においても1995年にドン・ミッチェルが「There's no such thing as culture」という衝撃的な論文を英国地理学会誌に掲載し、当時盛り上がりを見せていた「新しい文化地理学」における文化概念を一掃し、文化を存在論的に問い直した。しかし、ミッチェルの文章は難解であるだけでなく、どこか釈然としないものを感じながら手に取ったのが本論文であった。『cultural geographies』の前身としての『Ecumene』は当時の私にとって非常に魅力的な雑誌であり、人類学者によって寄せられた本論文が私のその釈然としない気分をすっきりさせてくれたことで、本論文は私の記憶に深く刻まれていた。

地理学においても「文化論的転回」が浸透してきて、ややもすると文化を強調するのに躍起になって、この語が歴史的に持つイデオロギー的・政治的側面を忘れそうになる。そんな今日だからこそ、この論文を改めて読み直す気になり、また多くの人に読んでもらいたいと思ったのだ。先述したミッチェルの論文も本誌の第7号(2002年)に森 正人氏が訳出しているので、改めて読み直したい。また、本論文後に書かれ、翻訳も出版されたイーグルトンの『文化とは何か』(松柏社, 2006年)も読み進めたい。また、日本人によるものでは、柳父 章の『文化(一語の辞典)』(三省堂, 1995年)も押さえ

ておこう。

上述したように、本論文は『国境の越え方』(そして続編としての『地球時代の民族=文化理論』(新曜社, 1995年))と重なる部分も多いが、当書で西川氏が文化概念を科学の立場から脱政治化したと説明している人類学を土台に書かれたものであり、史実を辿りながらもヨーロッパにおける今日の移民問題を視野に入れている。その意味において、『国境の越え方』がある意味でつながりのよくない読みにくい書籍であるのに対し、本論文はコンパクトによくまとまっているといえる。そして、本論文を通じて、地理学にとって文化が重要なものであるというだけでなく、文化という概念がそもそも地理的な意味合いを含んでいるものであると理解できるだろう。